

平成26年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年6月25日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	稲垣 誠亮
3番	北村五十鈴	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	上杵 種雄
7番	東郷 正明	8番	太田 健一
9番	野並 享子	10番	井狩 辰也
11番	市木 一郎	12番	坂口 哲哉
13番	山本 剛	14番	丸山 敬二
15番	鈴木 市朗	16番	矢野 隆行
17番	梶山 幾世	18番	高橋 繁夫
19番	河野 司	20番	立入三千男

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	田中 理司	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第44号から議第48号まで及び請願第1号

(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第1号) 他5件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

#### 追加議事日程

第1 議第49号及び議第50号

(工事請負契約について(新野洲クリーンセンター建設工事) 他  
1件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第9号から意見書第14号まで

(「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(案) 他5件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第3 議員の派遣について

開議 午後1時00分

#### 議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午後1時00分) それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、6月13日と同様であり配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第8番、太田健一議員、第9番、野並享子議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（立入三千男君） 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第44号から議第48号まで及び請願第1号平成26年度野洲市一般会計補正予算（第1号）他5件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第10番、井狩辰也議員。

○10番（井狩辰也君） 第10番、井狩辰也です。

去る6月12日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第46号野洲市税条例等の一部を改正する条例、議第47号野洲市同和対策審議会条例を廃止する条例、議第48号財産の無償貸付について。以上の3議案を議題として、詳細な説明を受け質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第47号、議第48号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第46号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、丸山敬二議員。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。

去る6月12日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました請願を審査するため、6月18日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、紹介議員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

請願第1号福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書。以上の1案件を議題とし、紹介議員の説明を受け、質疑応答と委員間討議を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、請

願第1号については、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第18番、高橋繁夫議員。

○18番（高橋繁夫君） 第18番、高橋繁夫でございます。

去る6月12日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第45号野洲市屋外広告物条例の1議案を議題として、詳細な説明を受け質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、採決において賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、鈴木市朗議員。

○15番（鈴木市朗君） 第15番、鈴木でございます。

去る6月12日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日に総務分科会、18日に文教福祉分科会を、24日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第44号平成26年度野洲市一般会計補正予算（第1号）は、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第44号から議第48号まで、及び請願第1号平成26年度野洲市一般会計補正予算（第1号）他5件について討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 第7番、東郷正明です。

議第45号の野洲市屋外広告物条例に反対の立場から討論します。

私は景観をよくして行こうとする事には賛成ですし、美観を害するような広告物が野放しにされることを認めるものではありません。しかし、今回の屋外広告物条例は市民団体等が行う催しの案内看板が除外される保障がなく、また許可が必要だと規定されているのに許可を受けずに表示した者、期限が過ぎても撤去しない者で違反が続けば30万円の罰金、また、市長の除去命令に違反した者には、50万円の罰金に処せられる場合があります。

市民団体などが行う営利目的でない催しは、明確に除外すべきだと思います。また、看板の設置や撤去は、中小零細経営者には高額な負担となります。こうしたところには、行政として補助金等で、零細業者の経営が圧迫されないよう支援していくべきと考えます。

また、条例に違反して掲出されている貼紙、貼札、広告旗および立て看板については、事前の通告なく撤去しますとあります。全国では広告物条例を口実として、労組・平和・市民運動のポスターや看板に対して、不当な逮捕・干渉する事態が続いています。

規制の範囲が拡大解釈されて、市民団体が監視され国民の基本的な人権が侵害されることも危惧されます。

以上の点から、反対討論といたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第6番、上杵種雄議員。

○6番（上杵種雄君） 第6番、上杵種雄です。

ただいま議題となっております議第45号野洲市屋外広告物条例につきまして、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、平成24年4月より県より権限委譲され、野洲市が平成24年6月に景観行政団体となり、良好な景観まちづくりに向けて平成24年12月に施行された野洲市景観計画と共に、市独自のまち並みを創出し、魅力ある良好な景観の誘導を図るため、より適正な屋外広告物への規制を行うものであります。

現在、市内の屋外広告物に対しましては、滋賀県屋外広告物条例に基づいた規制・誘導が行われていますが、野洲市景観形成方針を踏まえた市独自の条例の内容としては、屋上広告物に対する規制であったり、広がりのある田園景観を保全するための野立広告物に対する規制であったり、野洲市景観計画の重点地区である野洲駅南地区の中山道沿道に対する規制、そして、市内を4つの規制地域に大別して市民や事業者に分かりやすい規制内容として、協働による景観の形成を図ることが盛り込まれている内容でございます。

農業・商業・工業の発展を阻害することなく、市民財産といえる美しい景観との調和を図りながら、適正な屋外広告物の表示・設置を行い、良好な景観を形成していくことは、野洲市の景観の将来への取り組みとして有益なものと判断します。

屋外広告物の表示・設置については、それぞれの規制により通知・届出、そして許可の手続きを確認し、自家用広告物で小規模な物は許可不要とするなどの規制の対象外となる適用除外も定めた上で、市内の屋外広告物に適切な規制を行うように整理されていることから、良好な景観まちづくりが推進されるものと考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 議第46号野洲市税条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の税条例の改正は、大きく二つの問題があります。まず第1点目は、法人税を、資本金1億円以上の法人は14.7%から12.1%に2.6ポイントの引き下げ、また1億円以下の法人は、13.5%から10.9%に2.6ポイントの引き下げることです。野洲市への影響額は1億3,000万円となると答弁されておりました。

同時に地方法人税が創設され、法人にとっては納める税額は同様になり、基金に積み立てられた法人税は、再配分されることになる。本社機能を持つ東京都や大阪府など、法人税の再配分は当然であります。全国一律に導入されることによって、野洲市にとって100%交付税で算入される保証もなく、現時点では何千万円かは減収になる状況が予想されております。このような税制改革は地方分権と言いながら、地方自治体いじめの改悪である。野洲市として、国が決めたことであり裁量の余地でないことは十分承知しておりますが、この件に反対を表明いたします。

第2点目は、軽自動車税やバイクや農耕作業用の特殊自動車の税金の引き上げであります。1.25倍から2倍の引き上げであり、高齢者などが利用している軽自動車などは、7,200円から1万800円になり、1.5倍になり、1万489台が影響を受け、農耕用では1,872台、全部で2万344台であり、27年度からの影響額は523万円、28年度からの影響額は1,070万円であり、合わせて1,690万円と答弁されております。

市にとっては増収ですが、市民にとっては負担増であります。この税金は地方自治体の裁量に任されており、野洲市が増税しなければペナルティーがかけられ、普通交付金で1,200万円の減収になると答弁されました。しかし、今年度予算でも、軽自動車税の収入は1億400万円ぐらいあります。年金は引き下げられ、消費税が引き上げられ、市民の暮らしは大変な状況であります。今回の引き上げを据え置くことも可能であります。

増収しなければ何かを削らなければならないと言われてますが、今年度の予算の組み方を引き続き行えばいいことであります。確かにペナルティーとして1,200万円の減収になりますが、野洲市は自主財源が55.8%、107億円ほどあります。この中でどのような施策をしていくかであり、市民負担を強化するのかを天秤にかけたとき、増税すべきでないと考えます。

よって税条例の改正に反対をし、討論とします。

○議長（立入三千男君） それでは、次に、第4番、栢木進議員。

○4番（栢木 進君） 第4番、栢木進でございます。

ただいま議題となっております議第46号野洲市税条例等の一部を改正する条例につきまして、賛成する立場から討論を行います。

本改正条例の内容は、いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことから、本条例についても所要の改正が必要となったものであります。

法人市民税法人税割の税率引き下げにつきましては、引下げ額と同額が新たに創設される国税、地方法人税となり、その全額が交付税特別会計に繰り入れられ、その原資となることから、地域間の税源の偏在性を是正し、地方の財政力格差の縮小を図ることを目的としたものであり、いわゆる減税とは異なるものであります。

また、軽自動車税の改定につきましては、昭和59年4月以降30年ぶりであります。その間、軽自動車の排気量や全長といった規格は、平成2年と平成10年に見直され、普通自動車との差が縮まっています。一方、自動車税額とは大きな差があることから、今回その格差是正を目的に引き上げが行われるものであります。また、新規登録から13年を経過した車両への重課につきましても、既に普通自動車では導入されており、グリーン化を推進する観点から軽自動車にも導入されたものであります。小型普通自動車との価格、車両重量、環境負荷における差異が小さくなっている一方、現行の負担格差が合理性を欠くと判断され、自動車全体における公平性から軽自動車税の見直しが行われたものであると考えます。

今回の改正は、地方税法の標準税率の改正に伴うものであります。標準税率は、地方税法で地方公共団体が課税する場合に通常よるべき税率であり、その財政上必要があると認める場合においては制限税率までの引き上げを認められている、いわば最低ラインの税率であります。また、地方交付税の基準財政収入額の算定にも用いられる税率であることから、税率改正を行わなかった場合でも、増税分の収入があったものとみなして、普通交付税の交付額は減額されることとなります。

以上のことから今回の税率改正は必要な措置であると考えます。

以上、賛成討論とします。

○議長（立入三千男君） 次に、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子です。

それでは、ただいま議題となっています請願第1号福祉医療制度の拡大に関する請願書に対して、反対の立場で討論いたします。

2人、3人と出産されようとするお母様方の今回の請願の趣旨につきましては、厳しい社会情勢の中で3人の子どもを育ててきました私にも、大いに共感するところがございます。しかし、この制度の拡充には何分大きな予算が伴います。「木を見て森を見ず」ということわざがございますが、1人の議員として、ものごとは大局的に考えるべきであると思っております。お聞きしたところによりますと、初年度にシステム改修費として約700万円、

医療費が各学年に約1,000万円かかるということです。

ご承知のように、本市では合併10年を経過した平成27年度から一本算定により、普通交付税が段階的に減額され、約8億円の減収が見込まれています。中期財政見通しによると平成26年度からの5年間で歳入・歳出差引で約15億円不足するとされており、現在、市内において行財政改革プランが策定されているところでございます。

本市では、まだまだ、厳しい財政運営が続くと予想される中、予算の確保の目途が立たない現時点においては、既存の制度の拡大には、極めて慎重であるべきであると考えます。

また、市では市民福祉の向上のために、さまざまな施策を展開しております。もちろん少子化対策にも重点が置かれています。多くの施策の中で、市民サービスの向上のためには、最も何が必要で、効果的かを比較考量して、十分議論する必要があると考えます。

以上の理由から、請願第1号に対する反対討論とさせていただきます。議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、第3番、北村五十鈴議員。

○3番（北村五十鈴君） 第3番、北村五十鈴です。

請願第1号福祉医療費助成制度の拡大に関する請願について、賛成討論を行います。

請願理由にもありますように、現在、野洲市では通院における子ども医療費助成制度は、就学前と条例で決まっております。しかし、子どもたちの小学校入学に伴う環境の変化による発熱、腹痛等の通院は、幼稚園の時よりふえ、3年生には落ち着くように見受けられます。それに兄弟が多くなりますと、風邪等は元気な兄弟にもうつり、医療費は一度にかみます。よって、小学3年生までの医療費助成の拡大を願う請願に賛成するものです。

まず、今回の助成制度ですが、県下の他の市町の状況を見ますと、近年ふえてきており、今後は大幅に拡充される市町が多いようです。

そこで請願の通り、小学校3年生まで助成した場合の所要経費についてであります。既に実績のある東近江市を参考に試算しますと、約3,000万円になると予想されます。この財源の捻出が論点になると思われませんが、私としましては、3つほど提案をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目に福祉、特に少子化対策に使うという目的で改定されました消費税引き上げ分の地方への交付金、いわゆる地方消費税交付金です。既に公表されておりましたとおり、本市に交付される金額は8,527万8,000円になりました。この財源こそ、子どもたちの医療費助成に充当するのが本筋と考えます。

次に2点目に、社会福祉法人の施設整備や用地取得に係る借入金の返済補助等が、穏やかではありますが減ってきており、財源捻出の一つにお願いしたいと考えるものです。

最後に3点目に、今までの二つとは違い視点を変えて、稼ぐという観点から、ふるさと納税の充実を検討してみてもとを考えます。時間の関係で詳しくは申し上げられませんが、草津市に見受けられますように、寄附者に特産品を工夫しただけで、去年の10倍、年間6,900万円の増税が見込まれるそうです。よって、野洲市も検討を願いたいものです。

以上、知恵と工夫により、財源の捻出は可能であると考えます。

最後に議員必携には、請願採択の判断がこう示されてあります。「願いが妥当であるか」、これは理解いただけると思いますが、そしてもう一つ、実現の可能性はあるか。委員会でもこの点で不採択になったと考えます。財源はどうするのか、請願を出す前に執行部に要望をし、可能性があることを確認してからとのご意見もいただきました。しかし、こうも書いてあります。「請願の採択基準は先に述べた通り、請願の妥当性と実現の可能性とされている。請願の審査に当たって、執行機関の意見を尊重するあまり、議会の自主性を失ってはならない」。私たち議員、議会は、執行部を監視するためだけのものでしょうか。もちろんそれも一つですが、市民の願いや思いを聞き、その思いが実現するように提案、政策立案するのが本意だと、私は思います。

それにこの助成制度は、湖南4市で足並みをそろえて検討していると聞き置きますが、足並みなどそろえている余裕は野洲市にはありません。10年後、平成37年には、滋賀県19市町で人口を維持できるのは草津、栗東、守山だけと、総務省の大槻室長も記しておられます。だとしたら4市の中で人口が維持できないのは本市だけです。逆に、野洲市が率先して実践することで、近隣の自治体にもよい影響を与えられると思います。

本市は、今までも生活困窮者に対してや、学童、イジメ対策など、他にもいっぱい本市は誇れるくらい先進地です。人口減少から将来は住民が自治体を選ぶ時代、自治体も選ばれる時代が来ると思います。その第1条件は、身近な福祉サービスです。

議員の皆様、どうか、紹介議員が誰かとか、会派の拘束があるからだとか、そういう理由ではなく、大統領制の地方議会の1人の議員として、代表で判断していただきたいとします。このカメラの向こうの野洲市の全てのお母さんの思いを、野田で3人の子どもを産んだと頑張っているお母さんの思いを、とにかく執行部に届けてあげて下さい。きっと優秀な執行部のプロの職員さんが、知恵を出し合い、やりくりして、近い将来にはきっと実現して下さると私は確信します。

未来の野洲市に希望が持てますように重ねてお願い申し上げ、請願第1号の賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、請願第1号福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書に対しての賛成討論を行いたいと思います。

現在、少子高齢化が社会問題にも発展し、国による人口増加の対策も進められている中、請願理由にも述べられているような「安心して二人、三人と出産」、これができる子育て支援の制度拡充というものは、この野洲市そのものの発展へとつながっていくものだと考えます。

現在、国民の所得が上がらない中での消費税増税や、今回の議案にも出ています軽自動車税率の引き上げなど、子育て世代の負担は大きく増すばかりです。全国平均でゼロ歳から4歳児の医療費が年間22万円、5歳から9歳が平均11万円と、家計における医療費そのものも大きな負担となっています。

さらには、今日、生活保護世帯や小中学生の就学援助が急増し、例えば、野洲市の就学援助、これは今年の4月の時点ですが、小学校で3,028人中243人、中学校で1,393人中146人と、全体の約9%を占めるといったような割合となっています。これは10年前と比べて倍ということになっていますが、こうした現状が昨今の厳しい生活実態を顕著に表していると思います。こうした雇用問題や低所得者世帯の増加の中で、国や自治体が医療費の軽減に取り組む事は当然であって、行政の責任でもあると考えます。しかしこれまで過去に、2009年の6月議会や2010の6月議会に数千を越える署名を含めた中学校卒業まで医療費の無料化を求める請願、これが否決され続けてきました。

今回の請願に関しても、委員会では私と稲垣議員の2名の賛成のみで否決されましたが、この反対の大きな理由として、これまでと同じような財源の問題というのがあげられていました。先ほども、岩井議員が「木を見て森を見ず、大局的にものを見てない」というような内容を書いていましたが、それは、どちらが見れていないのかなということ、すごく強く感じます。確かに厳しい財政であることはよくわかっております。ですが、毎度、反対の意見の中に、目の前の今の財源不足、そのころをあげられて、それが大きな理由として反対されてこられました。

この子育て支援という制度は、今回の今まで議論されてきた新病院の議論と同じで、市民にとってのライフラインであって、野洲市の未来への投資だと思います。子どもは宝で

す。これから先の野洲市を担っていく大切な財産でもあります。長期的な視野を持って財源を確保して制度化して行く必要性を感じています。

国民の多くの反対を押しきって行われたこの消費税増税も社会保障のためとうたわれている以上、野洲市に割り当てられる約8,500万円を活用すれば、小学校3年生までだけでなく、中学校卒業までの医療費の完全無料化も実現可能なはずです。

さらに、委員会の議員間討議の中の反対意見に、近隣の湖南4市の足並みを乱すということも言われましたが、この足並みをそろえる理由というのはどこにもありません。これまでも、各自治体が医療費無料化を足並みそろえて行ってきたわけでもありません。県内では豊郷町のように、今年の10月からですけど、高校卒業までの完全無料化、これを拡大されるまちもありますし、子育て支援のまちとして、逆に野洲市が率先して実施をしていくことで、先ほどの北村議員の賛成討論にもありましたが、野洲市の人口もふえていくことにもつながりますし、近隣の自治体にもよい影響を与えることができると思います。

そもそも、子どもの医療費助成については、少子化対策と共に子育て支援策、ひいてはまちづくり対策として必要な施策であり、まちづくりの重要な柱の一つとして制度の拡充を行うことは、行政としての責務であると考えます。

よって、この福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書に対する賛成討論とします。

○議長（立入三千男君） 次に、第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 第2番、稲垣誠亮です。

請願者、野田子育てサロンさんの福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書について、賛成討論します。

子どもの明るい笑顔は、家庭や地域の光です。しかし、子育ての環境は、消費税増税や非正規雇用の増大による経済格差などの背景により厳しくなるばかりです。子どもは病気にかかりやすく、通院による出費もかさみます。この不安をなくすことは、子育て支援の大きな力となり、緊急に求められている少子化対策の有効な手段と考えます。本制度が運用され、経済的諸事情により具合が悪くても病院に行くことを悩むことのない社会になることを願います。

しかしながら、本請願要旨は、野洲市の財政能力を考えれば、財政の捻出方法、所得制限の有無など実施においては、解決すべき課題も多く、高いハードルがあると考えます。まずは、建設的議論につなげる立場から賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

それでは、これより順次、採決いたします。

まず、議第４４号及び議第４７号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました、議案２件については、各委員長の報告のとおり決することについて、賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第４４号及び議第４７号の議案２件については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４５号野洲市屋外広告物条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第４５号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第４５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４６号野洲市税条例等の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第４６号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第４６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４８号財産の無償貸付について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第４８号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第４８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第１号福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書について、採決いたします。

文教福祉常任委員会委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

これより原案について、お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議第49号及び議第50号、意見書第9号から意見書第14号まで並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、議第49号及び議第50号、意見書第9号から意見書第14号まで、並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加日程第1)

○議長（立入三千男君） 追加日程第1 議第49号及び議第50号について、工事請負契約について（新野洲クリーンセンター建設工事）他1件を一括議題とします。

事務局長が、議案を朗読いたします。

事務局長。

○事務局長（佐敷政紀君） 朗読いたします。

議第49号工事請負契約について（新野洲クリーンセンター建設工事）、議第50号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第49号工事請負契約について（新野洲クリーンセンター建設工事）について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在の野洲クリーンセンターの老朽化に伴い、隣接地において、新野洲クリーンセンター建設工事を行うものです。

工事請負につきましては、入札参加資格として清掃施設工事に関する実績等の条件を付

し、去る6月12日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額43億920万円、請負人をエスエヌ環境テクノロジー株式会社、代表取締役下田栖嗣と定め、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第50号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

野洲市監査委員の選任につきましては、現委員の東郷修さんの任期が平成26年6月30日をもって満了することに伴い、今回、新たに識見を有する者として、山川晋さんを選任いたしたいと存じます。

山川さんは、昭和49年から民間企業に勤務、その後山川種松税理士事務所に勤務された後、昭和60年2月から山川会計事務所を開業されました。平成15年2月から税理士法人中央総研代表社員税理士として、経営相談にも携わってこられ、経理関係に非常に明るい方です。また、平成18年度から2年間近く、野洲市行政改革推進委員としてご尽力いただきました。

以上のとおり山川氏は、人格が高潔で地方自治の本旨をよく理解し、財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、監査委員として適任者であることから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期につきましては、地方自治法第197条の規定により4年となっておりますことから、平成26年7月1日から平成30年6月30日までとするものです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております議第49号及び議第50号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第49号及び議第50号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、議第49号及び議第50号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第49号及び議第50号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第49号工事請負契約について（新野洲クリーンセンター建設工事）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第50号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第50号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（追加日程第2）

○議長（立入三千男君） 追加日程第2、意見書第9号から意見書第14号まで、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）他5件を一括議題といたします。

提出者の説明を順次、求めます。

まず、意見書第9号について、第19番、河野司議員。

河野議員。

○19番（河野 司君） 議長のお許しをいただきましたので、意見書第9号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）につきまして、朗読をもって説明をさせていただきますと思います。

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いでございます。しかし

ながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面をしております。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、人格形成のための倫理・道徳への十分な配慮を行ってこなかった教育のあり方、さらには、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫や、テレビの有害番組の問題が指摘されているところでございます。

これに加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展による新たな有害環境の出現が問題をより深刻化させている。また、各都道府県では、青少年の健全育成に係る条例を制定し、多様な取り組みを行っているものの、今日では、その限界を指摘する声も聞こえるところでございます。

これらのことから、青少年を健全に育成し、青少年を有害環境から守るため、青少年の健全育成による基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにした、一貫性のある、包括的かつ体系的な法の整備が急務となっているところでございます。

よって、国においては、青少年の健全な育成のための良好な家庭環境づくりという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成基本法を早急に制定するよう強く要望いたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第10号について、第12番、坂口哲哉議員。

○12番（坂口哲哉君） 意見書第10号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているた

め、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。

しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第11号について、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。

意見書を一部朗読して、説明とさせていただきます。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）。

現在、本年度の診療報酬改定や国会における地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（地域医療介護総合確保法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところでございます。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところであります。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

1番だけ読ませていただきます。

医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けて、さらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用が論議されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

他4件を提案します。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出いたします。議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第12号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 意見書第12号介護が必要な時、安心して受けられる介護保険制度を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

来年4月から、介護保険の要支援1、2を保険から外されて、市町が行う総合事業に移行する法律が成立しました。この中には、利用料が年収280万円以上の方、2割負担になるということも含まれており、本当に大変な改悪になると思っております。また、総合事業に移行されれば、市町村によって介護サービスにも格差が生じます。

介護保険制度というのは、40歳になると、社会保険や国民健康保険から介護保険料という形で払いますし、65歳になれば年金から天引きされる。そして、死ぬまで払い続けるという、そういう制度であります。しかし、いざ、介護が必要になったときには、認定を受けて、そして1割の利用料を払えばサービスを受けることができるという、これが介護保険制度であります。

介護の社会化ということで、「いつでも、どこでも、だれでも介護が受けることができる」ということでスタートしたのが、この介護保険制度であります。

しかし今政府は、この制度を根本的に壊してしまって「保険あって介護なし」という状況をつくり出そうとしています。介護が必要なときに、本当に安心して受けられる基本的な介護保険制度、これを本当に強く実施をしていっていただきたいという思いで、この意見書を提案したいと思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第13号について、第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 意見書13号の消費税増税に反対する意見書（案）を説明させていただきます。

消費税の税率が、4月1日から8%に引き上げられました。その上に、軽自動車税も引き上げがされようとしています。一方で年金が引き下げられ、賃上げが行われたのはごく一部の企業だけで、多くの市民はアベノミクスの恩恵に預かれないのが現状です。

政府は景気の落ち込みは想定範囲内と言っていますが、国民の所得が減っているため、消費がふえる見込みはありません。しかも来年10月から10%に引き上げることになっていますが、とんでもないというのがまちの声です。

消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担する応能負担の原則にたった税制改革と賃上げをはじめ、国民の所得を増やす政策で税収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分に確保でき、財政再建の道も切り開かれます。

よって、当市議会は国に対し、消費税の大増税はやめるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。各議員のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第14号について、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を内閣の一存で決めることに反対する意見書（案）に関する提案説明を行います。

安倍内閣は、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行しようとしています。今月の21日から23日にあげて行われた世論調査では、例えば、朝日新聞や共同通信で、反対は賛成を大きく上回り、7割近い人々が一度容認すれば容認の範囲は広がると思うとも回答しています。さらに、全国102の市町村議会で反対の意見書や決議が可決されており、反対以外にも慎重な対応や審議を求める意見書などが、12の地方議会からあげられています。

このように、多くの人々が戦争できる国へ邁進する安倍政権に対して、不安や怒りを感じています。安倍首相は、5月テレビ記者会見で赤ちゃんを抱いた女性がアメリカの艦船に乗っているパネルまで持ち出し、こんな場合、何もできなくていいのかと国民を脅しました。しかし、そもそも海外にいる日本人を輸送するのは、日本政府の責任でやるべきこ

とであって、アメリカの艦船に頼る問題ではありません。

こうしたごまかしだらけの説明に、国民が納得するわけでもなく、過去に日本がアルカイダなどのテロの標的になっていないのは、憲法9条のもと、自衛隊がアラブ人を殺したことがないからであって、もし仮に日本がアメリカの同盟国として中東の先頭に参加すれば、日本もテロリストに狙われる可能性は強くなります。

問題点はそれだけでなく、再三、武力行使を目的とした戦闘には参加をしないとといったようなごまかしの発言が繰り返されていますが、アフガニスタン戦争では、武力行使目的ではない後方支援によって、NATO北大西洋条約機構、この諸国21カ国で述べ1,000人以上、ドイツでは、平和維持や復興支援目的の派兵で55人が犠牲になっています。生き残った兵士の方々も多くがPTSDで今も悩んでおられます。苦しんでおられます。

さらには、海外の武力行使そのものである中東で、停戦前の機雷除去も政府内では検討しているというような矛盾もあり、必要最小限度の武力行使にとどめられる保障はどこにもなく、歯止めや制限するものは何もありません。自衛隊員を含め多くの国民の命が脅かされる道を突き進もうとする、極めて危険な状況にあることは明らかです。

このように、日本の未来を大きく左右する集団的自衛権行使を容認する解釈改憲が、1内閣の閣議決定で行われることは、立憲主義を根本から否定する道でもあり、国民多数の声に耳を傾けず、国会でのまともな議論も行われえないということは、大きな問題でもあります。

与党だけの密室協議を通じての決定が行われようとしている実態は、まさに憲法破壊のクーデターでもあります。よって、この集団的自衛権行使を容認する解釈改憲は、内閣の一存で決めるべきではないと考えます。

昨日の報道の中で、公明党がこれまでこの件に関して強く反発されておられましたが、その姿勢を一転し修正に応じたというようなことが報じられておられましたが、やはり平和の党として、平和の看板を掲げておられる公明党さんとしては、ぜひともこの意見書に対しては賛同していただきたい。ちなみに大津の市議会では、公明党の議員も賛同されて、意見書は可決をされています。

以上、この意見書案の提案説明といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております意見書第9号から意見書第14号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。

(午後2時08分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第9番、野並享子議員。

○9番(野並享子君) 意見書第9号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書(案)について、質疑をいたします。

青少年の荒廃の原因を、倫理・道徳を行ってこなかった教育と雑誌やテレビなどの有害環境をあげておられます。この有害環境から守るために、国・地方公共団体・事業者・保護者の責務を明らかにし、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成法が必要とされておりますが、まず第1点目、質問をいたします。

青少年の荒廃の原因は、一人ひとりの命や人格を大切にしない、経済主義にあるのではないのでしょうか。例えば、月180時間も残業で働かせるというブラック企業、また、生涯派遣、こういうような状況の中で、将来に夢が持てない、また、結婚もできない。自分が世の中で役に立っていない。必要とされていない。という焦燥感などが根底にあるのではないのでしょうか。これは、道徳や倫理の教育を強めても解決ができません。基本的な問題を解決する必要があるのではないかと思います。見解を求めます。

第2点目は、性産業の有害番組などは、これまでからも言われてきたことでもあります。先進諸国では、夕方の子どもがテレビを見る時間帯に、そのような放送は禁止されています。性産業も、今、日本では野放しの状態ですが、諸外国ではそうではありません。これらは、新たな法律をつくらなくても、現法律のもとで行うべき問題と考えますが、見解を求めたいと思います。

第3点目に、青少年の健全の育成のために、良好な家庭環境づくり、家庭の価値を出されておりますが、さまざまな責任を家庭、個人に矮小化させようとしております。個人の責任で解決できないさまざま要因があり、青少年健全育成基本法は、国の責任から個人、家庭に求めていくようなものではないのでしょうか。見解を求めたいと思います。

次に、意見書第11号地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を求

める意見書案について、質疑を行います。

まず、最初の前段の文章に書いてあります、地域医療・介護総合確保法（案）を可決したことにより、地方自治体が対応しなければならない中で起こっている問題であります。

国において、法案に賛成をしながら、国に積極的な支援を求める意見書を提出するというのは矛盾があると考えますが、見解を求めたいと思います。

具体的な問題の第1点目として、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うとは、具体的には何なのかお尋ねいたします。

第2点目に、訪問診療が大きな影響を受けることも予想され、適切な対応を行うとは、具体的に何なのかお尋ねいたします。

第3点目に、連携協約制度の活用とは、どのような中身なのでしょうか、お尋ねいたします。

第4点目に、消費税を財源とする財政支援制度を拡充するとあります。しかし、今回の消費税増税分は、社会保障に使ったと言っていますが、これはうそ、ごまかしであります。野洲市においても、これまで社会保障に使われていた予算のうち、8,500万円は財源構成したに過ぎず、増税分は社会保障に拡充、上乘せをしていくということはしておりません。5%から8%に、3%引き上げられて、8兆円の増収になったわけですが、そのうち社会保障の実質的な拡充分は8,500億円だけで1割しか使われておりません。

国土強靱化の名のもとに、大型公共事業や大企業減税、軍事費の増額、臨時福祉給付金などのばらまき財源で消えてなくなっております。さらに、景気が悪くなれば、全体の税収は減り、財政危機の悪循環に陥ります。にもかかわらず、来年の10%を前提に財政支援制度を拡充することを求めておりますが、1997年の5%の税率アップのときの状況を忘れておられるのでしょうか。このときの教訓を、どのように導き出されているのか、お尋ねをいたします。

第5点目は、特養の重点化に伴い、地域における受け皿づくりに支援強化を求めておられますが、これも矛盾した話であります。要介護3以上しか特養に入れられないということに国会で賛成をされたんですから、当然、困難の人が出てくることは明らかであり、その対策を立ててから制度改正を行うべきでありました。善後策もなくどうして賛成されたのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） それでは、次に、第19番、河野司議員。

○19番（河野 司君） ただいま、質疑ということで、質疑通告書を先ほど見せていた

できました。なかなか大変重大な法律案という中の質疑でございます。軽々に話せるものではございませんけれども、その今の現状、当然、当初にこの法律をあげていっていただきたいという思いというのは、全ての国民の願いであると、このように私も言いましたし、今の相次ぐ、本当に、少年たちの凶悪事件等に見られるように、この少年の荒廃、深刻な事態に直面しているという状況でございます。

ですから、やはり全ての国民がそういうことを正して、健全なる青少年の育成のために、全てが努力をしていかなければならないという、そういう義務を申し上げているところでございまして、この見解を求めるということでございますけれども、これは一つの、今度出されようとする私たちが求めている法律案の中に、縷々、説明されておりますので、法律案を一部紹介をさせていただきたい。このように思います。

青少年健全育成基本法案の骨子（案）でございますが、前文として、次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組がさまざまな分野において進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人の社会の反映であり、この社会に生きるすべての大人がその責任を共有すべきものである。そして、青少年をめぐる問題は、家庭・学校・職場・地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題でございまして、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進し、そのためには、国、地方公共団体及び国民各層の協力の下での国民的な広がりをもった一体的な取り組みが不可欠である。このように結ばれております。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1総則、目的。この法律は、次代を担う青少年を健全に育成していくことが、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であることに鑑み、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、並びに、国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにすると共に、施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する他の法律と相まって、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進することを目的とすること。

2番、基本理念でございますが、青少年の健全な育成については、家庭・学校・職場・地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、それぞれの役割及び責任を

担いつつ、相互に協力しながら一体的に取り組まなければならないこと。

2つ目。青少年の健全な育成については、次代を担う青少年が心身共に健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、次代の社会の担い手としてふさわしい自立した個人としての自己を確立できることを旨として、施策を講じなければならないこと。

3つ。青少年の健全な育成に関する施策を講ずるにあたっては、青少年の発達段階に応じて必要な配慮がなされなければならないこととし、特に、18歳未満の青少年に対しては、良好な社会環境の整備が図られるよう配慮されなければならないこと。

4つ。青少年の健全な育成に関する施策を講ずるにあたっては、家庭及び学校が青少年の健全な育成において果たすべき役割の重要性に鑑み、家庭及び学校が青少年を健全に育成する機能を十分に発揮することができるように配慮しなければならないこと。

また、3つ目には、国などの責務が書かれております。

国は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

2つ目。地方公共団体は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

3つ目。親権を行う者、未成年後見人その他の青少年の保護者は、青少年の人間形成にとって基本的な役割を担うことに鑑み、青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならないこと。

4つ目。国民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に努めなければならないこと。

5つ目。事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、国または地方公共団体が実施する施策に協力し、その供給する商品または役務が青少年を取り巻く社会環境に悪影響を及ぼすことがないよう必要な措置を講ずるなど、青少年の健全な育成に努めなければならないこと。

また、青少年を取り巻く有害社会環境の適正化のための事業者等による自主規制に関する法律案骨子。これもございます。案でございますが。

目的。この法律は、青少年健全育成基本法にのっとり、青少年を取り巻く有害社会環境の適正化のための事業者等による自主規制の基本となる事項を定めることにより、青少年を取り巻く有害社会環境の適正化を図り、もって青少年の健全な育成に資すること

を目的とすること。

定義。この法律において青少年とは、18歳未満の者をいうこと。

2、この法律において、青少年を取り巻く有害社会環境とは、青少年の性、もしくは暴力に関する価値観の形成に悪影響を及ぼし、または性的な逸脱行為、暴力的な逸脱行為もしくは残虐な行為を誘発し、もしくは助長する等青少年の健全な育成を阻害する恐れのある社会環境をいうこと。

次、また事業者等による自主規制もございます。そういった法律案でございますけれども、やはり今のこの現在社会、やっぱりわかりやすい一定のルールというものを明確にして、青少年の健全育成のことでございますけども、国民全てが、問題意識、共有をして、一つの法案・法律のもとに努めていくと。これを守っていくということになれば、青少年の健全育成というものが図られる。このように認識をしております。

ちなみに、家庭の話が出ましたので、家庭の問題にちょっと触れておきますけれども、青少年の健全育成は国・社会・学校・家庭の各分野により、おのおの役割と責務があることは論をもたないところでございます。しかし、子どもの生命と健全育成に対して、最も責任を持つのは、家庭でなくてはならない。誰が見放しても、最後まで我が子を守り通すは親であるのは当然でございます。また、青少年の健全育成を論ずるときには、保護者に責務を押し付けてという、そういう考えではなしに、それはやはり責任回避につながるというふうに、私は思います。

また、教育基本法第10条にもうたわれておりますように、父母その他の保護者は、この教育について、第一義的責任を有するものでございまして、生活のために必要な習慣を身に付けさせると共に、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするでございます。ということで、家庭の責任と重要性がうたわれており、家庭の価値は青少年健全育成の基本となるべきものでございます。これが、私としては、先ほど申し上げましたように、一定の法というルールを持ち、それを共有して、国民が努めていかなければならないという認識をしておりますので、見解にかえさせていただいて、このように思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。

野並議員の質問にお答えさせていただきます。たくさん出ましたので、ちょっと答えら

れるかわかりませんが。

まず、地域医療・介護総合法案に対して、通しているのに、なぜまた意見書を出すかということなんですけれども、矛盾を感じるから、今回、意見を出すんです。要するに、国がやっていることがほとんどできないのではないかという思いがあるので、これをさせていただこうと思っております。

まず、1番目に具体的に何なのかということなんですけれども、具体的にもう始まっている地域があるんですけれども、例えば、大牟田市の実例でいきますと、介護中心に訪問や泊まりのサービスを提供する小規模多機能型という、野洲市もあつたんですけど、ちょっと縮小しまして、今、小規模多機能になっておりませんが、介護予防拠点や地域交流施設の併設を義務付けまして、健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流、また介護予防事業を行うと共に、地域の集まりの場、茶飲みを提供し、ボランティアも含めた地域住民同士の交流拠点となって、こういった理想が、これが、本当にこれだけが理想とは思いませんけれども、こういったのもつくっていったらどうかというのを、もう進んでいる地域もございます。

2点目の訪問診療が大きく影響を受けると予想される適切な対応を行うというのは、具体的にはどういうことなのかということなんですけれども、これも難しい問題であります。

2番目の回答といたしましては、これは考えられることなんですけれども、介護付有料老人ホームやグループホームなど、高齢者向け施設に同一建物内で複数患者への訪問診療を行った場合の報酬が引き下げられたことに対しまして、医療機関の中身や診療時間の短縮や訪問回数の削減、また、さらには高齢者の住まい向け訪問診療の廃止等を考えているという調査結果も、もう既に出ているような状況でございます。今後におきまして、制度改革の影響が開始する今年度の後半に向けて、こういった医療関係の動向を注視する必要があるのではないかという思いがございます。

あと3点目の連携協約制度という名前が出てきているわけなんですけれども、これは、総務委員会で出た言葉だと思っておりますけれども、議会報告会でも野並さんもお存知と思っておりますけど、市民の方から、うちの地域は限界地域やという、こういった意見も出ております。少子高齢化の中で、こういった言葉が出ておきまして、これは、もうこの言葉が平成25年6月25日に出ておきまして、地方自治法を一部改正する法律案、この概要の中にありますけれども、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申ということで、指定都市、ついでに、区、事務所が分掌する事務を条例で定めることとす

る他、中核市制度と特区市制度の統合、地方公共団体が連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずるということで、これからの取り組みだと思いますので、各地方で、こういったものも考えていかなければならないのではないかとこの時点に来ております。

4点目の消費税、野洲も8,500万円あったじゃないかということでございますけれども、これは、民主党、自民党、公明党が消費税を取り組んだ際に、全額社会保障制度に充てるという、こういう原則があるということのを頭に置いて、私もそういう意識でおりますので、そういった点、よろしく申し上げます。

次に、5点目でございますけれども、特養の重点化に伴う地域における受け皿づくり、支援強化を求められておる、これも矛盾があるということでございますけれども、それだから、地域を、やっぱり野並議員が心配されることが、本当、予想されると思うんですね。

今回、この意見書を出させていただきまして、困難な人が出ないように、お互いにより知恵を出していかなければならないという思いがございます。

詳しく説明いたしますと、これ、地域包括支援センターというのが、野洲市内には1カ所ございますけれども、これから団塊の世代の、2025年に向けての対策を本当に早急に必要があるのではないかとこの心配をさせていただいておる中で、地域包括支援センターのあり方、これは市町村が設置主体となりまして、保健師、社会福祉士、支援介護士、専門員等を配置いたしまして、3職種のチームアプローチによりまして、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことによりまして、その保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であると。

介護保険法の115条の46の1に書いてありますけれども、その他、主な業務といたしましては、介護予防支援及び包括的支援事業、その中に介護予防ケアマネジメントの業務、また2番目に総合相談支援業務、3つ目に権利擁護業務、4番目に包括的継続的ケアマネジメント支援業務、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施すると、包括的な事業、これから、本当に取り組まなければいけない重要な施策と認識しております。

国では、そういうふうには地域までなかなかまだ目が届かない状況でありますので、我々がそういった点はやっぱり声を出して行かなければならないという思いで、今回、意見書を出しておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（立入三千男君） 第9番、野並議員。

○9番（野並享子君） まず、第1点目の河野議員に対してですが、縷々基本法の中身をおっしゃっていただいたんですけども、私が質問したのは、こういう荒廃の原因というのは、今の現状が経済主義に基づいて、一人ひとりが大切にされていないという中で、もう自分は役に立ってへんというふうな思いで自暴自棄に走ったりとか、いろんな犯罪が起きているというふうなところがあるということで、こういう根本的な問題を解決していかないと、倫理とか何とかかんとかいう、道徳とかいう、もっと根底の部分のフォローをしてやらないと駄目だというのが、私は基本やと思うんですよ。

そういうことを抜きに、何ぼ倫理や、道徳やということをやっても、社会に出たとたん、高校を卒業したとたん派遣ですよ。もう一生、派遣。年収200万円以下というようなことで、本当にみんなが希望を持って、頑張ろうかということにならないという、ここはやっぱり大きな今の青少年が荒れてしまうという、そういうところがあるので、だから、根本手的な解決が必要ではないということ求めたんですよ。全然、答弁では、そういうふうなことのお答えが全くありませんでした。それをどういうふうに、私、もう一編、再度聞きます。そこが問題ではないか。

それと、2点目に言ったのが、現在の法律でもできるではないか。今でもいろいろあります。教育基本法もおっしゃいました。子どもの権利条約というものもあります。社会教育法もありますし、放送法もあります。さまざまな青少年を育成するための法律がある中で、それを本当にもっと真剣にやっていくという現法律の本当に、それでできない。この法律ではこれができないとかいうふうなものがあるんだっただけですけども、今、青少年健全育成基本法をずっとお聞きしましたけど、ものすごく抽象的な話ばかりですよ。具体的にこれをこうするというふうな答えは、全然なかったんですよ。ですから、これも、現法律でできない難点、問題点、この基本法をつくらない限りできないという問題点を出していただきたいと思います。

3点目に、本当にこれ、家庭の責任に押し付けていきますよね。家庭の価値、我が子を守るのは親やというふうな形でね。けども、守ろうと思っても、それを支えてやる国の受け皿がなければ、親にだけ押し付けていけば、それはもう本当に悲惨な状況になると思いますけど。そういうことができていないという、もっと本当に大変な事態、親も子育てに悩んでおられる、子どもも悩んでいるという状況の中ですから、これはもう今の縷々おっしゃった健全育成法をつくっていったい何ができるねんというふうな思いが、聞いてて思

いましたけどね。その抽象的な話ですが。

良好な社会をつくるとかいろいろおっしゃいましたけども。今現時点でも、アダルトビデオとか、そういうのは18歳未満だめとかありますでしょう。携帯とかスマホでも、子どもがそういう番組に入れないようにシャットアウトしていくとか、今の法律の中でも、さまざまなことが、私はされていっていると思うんですよ。この法律をつくらなければできないというものをちょっと出していただけないでしょうか。

次に、地域包括ケアシステムの問題ですけども、今、自民党と公明党は連立内閣です。連立内閣の中で、やはり果たさなければならない仕事があると、私は思います。それが、できないであるならば、連立を離脱すべきでしょう。賛成していっておられるんですから、賛成するならば、そういうふうなことをちゃんとやっぱり担保をとっていったの、私は賛成やというふうには思うんですよ。そういうふうな、一番最後の5点目でも、心配をしているから出すんやという、もうそんな要介護3以上でないと特養に入れないというような、そんな介護保険の改悪をしているんですから、そこで、何で担保をとるというふうなことを、政権に入っておられるんだったら、しておられないのか。それを地方自治体に、地域包括支援センターという形で持ってこられても、本当に地方は大変な今、どうしたらいいのやというような、私は状況やというふうに思うんですよ。

政権政党に入って、その中での法案を審議し、可決をされはった部分において、私は聞きたいというふうに思っております。5点目の部分。だから、1点目の前文の部分もそうです。矛盾を感じたから出したというふうな、そういうふうな部分では、私はちょっと、政権政党で矛盾を感じて、そして出していくというのは、政権政党であったら、多分、自民党の方やったら、胸張って、「いや、これでやります、これでいけます」と多分言わはると思いますわ。そこら辺の部分は、ちょっと今の答弁の中では、全然、私の思っているのか、質問した内容に対してのものではなかったというふうに思いますので、お答え願いたいと思います。

それと、連携協約制度というんですが、私もちょっとこの部分で、自民党の参議院議員の石井正弘さんが、平成26年5月13日の総務委員会で、この問題で質問されています。この問題で市町村が近隣の市町村と有機的な連携をして活性化をしていくと。そのために、連携協約制度を創設することにしましたということで、門山泰明自治行政局長が答弁をしておられます。その中で、中核のそういうふうなことが出されておりますが、一部事務組合と連携協約との違いというのは、1点目が基本的な方針とか政策面での役割分担も定め

ていくのが1点ですと。2点目は、議会の議決をして締結するわけですが、万が一紛争が生じたときの解決手続もあらかじめビルトインしていますと。3つ目は、別組織をつくらない簡素な効率的な仕組み、要点を、そういうようなことをして、連携協約制度を設けようと考えていますということで、政府答弁をしております。

その後の方に出てくるんですけども、この石井さんが、今回のこの連携の強化策というのが、道州制も含めた、今後の地方分権改革論議に及ぼす影響について、新藤大臣の見解をとということで尋ねておられまして、当然、大きな統治機構の返還が道州制であるということで、この石井正弘さんというのは、この道州制のビジョンのメンバーで、知事会でも特別委員長やったし、そういうふうな方が質問をされ、答弁がされていっているんですけども、結局、最終的には、分権や活性化、そして、道州制といったものを考えていきたいと考えているというふうなことをおっしゃっているんですけども、これ、道州制に結びついていく活用というのが、入り口は何か近くのまちと一緒に何かやっついこうかみたいになっていますけども、最終的には、こういうふうなのが、国の方針や政策として出ているんですけども、そこまで考えての、今、この意見書の内容になっているんでしょうか。政府は、そこまで、もう思っているんですけども。私、ちょっと、ここはいただけない話であろうかと思うんですけども。

それと、4点目の消費税を全額社会保障に使うて、私、さっきも言いましたように、今回、消費税8%、社会保障に使うというふうに言ってますよね。けど、実際、野洲に来た8,500万円というのは、一般財源の中に入ってしまっただけの話です。国もそうなんですよ、結局。これまで、みんなの税金の中で、社会保障をやっていた。消費税を上げた分をそこに入れて、これまでやっていたのを持っていくんです。それが、法人税の減税とか大型公共事業、大盤振る舞いで、あっちこっちもう高速道路を付けるとか、何かいっぱい、今、出ていますよね。だから、そういうふうなとか、軍事費でも11年ぶりに増額しましたし、いろんな形で国土強靱化という形で、もう土建国家また復活というような事態ではないかというふうに思うんですけども、そういうところ辺に行っちゃっている。ですから、消費税が社会保障に全部使われるというのは、今までのプラスアルファされるんやったらいいんですけども、そうじゃなかったというのは、26年度予算ですよ。実質ふえたのが8,500億円ぐらいしか、1割しかオンされていなかったというのが現状ですから、そういうふうなところ辺を、ちょっと認識が違うなというふうに思うんです

けど、税金で、色が付いていませんからね。どんぶりになっていますから。消費税が社会保障になんて使われていないというのが現実だというふうに思いますが。

それと、前回の1997年の5%のアップでどういうふうな教訓を導き出されたのかというところのお答えがなかったんですが、このときの97年の5%アップ、それから17年間で消費税の税収は84兆円ふえたんですけども、それ以外の税の累計が194兆円も減ったんです。結局、商品不況になり落ち込んで税収が入らなくなって、税収は110兆円マイナスになってしまったというのが、あの97年の教訓なんです。ですから、今10%に引き上げるということに対して、よくわかっている経済学者は、上げたら、これはまた同じ悪循環に陥るということをおっしゃられます。去年は駆け込みで上がりましたが、今、落ち込んでいますよね。政府はそれを想定内やというふうに言っています。しかし、そんなもんは、どこまでが想定内やなんて言わんならんぐらい、本当に今経済、大変な事態。それを土建国家の復活みたいな形で、アベノミクスは、国土強靱化ということで、そこにまたお金をつぎ込もうというような、今、そういうふうなことが見えてきていますので、この消費税の97年のときのアップに対して、その後の経済の落ち込みをどういうふうに教訓としておられるのか、それもお尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 第19番、河野議員。

○19番（河野 司君） 野並議員の再質疑ということでございますけれども、そもそも、これは法律案を朗読させていただいたし、先ほども申し上げましたように、今の現状を憂いて、やはり全国民が意識を一つにして、新しいルールづくりをしていかなければならんということをおっしゃっているわけでございますけれども、今の現状を、本当に野並議員は認識されているのか。大変荒廃をしておる時代によって、いろんなできごとが起こってくるわけですけどね。そんな新たな法律は要らないという、その論法は、ちょっと私はおかしい、解せんといいますか、あなたはあきらめておられるんですか。社会の健全育成に対しての、もっとやっぱり意欲があれば、これは当然、いろんな制約といいますか、ルールをつくって、ものごとを改善していかなあかんということをおっしゃる、論を待たないというふうに思います。

青少年の人権、今までは人権の尊重とするという、こういうあいまいな表現では、健全育成が図れないと思うんですよ。1つ紹介しますと、平成6年5月20日、当時、文科省は、児童の人権への理解について、教育現場の混乱を避けるため、事務次官通達を出した。それによると、児童の人権に配慮することは極めて重要、しかし、学校では児童・生徒に

権利と義務を、共に正しく理解させると。学校は教育目的を達成させるために必要な合理的範囲内で指導や指示をし、校則を定めることができる。また、表明された意見を必ず反映されるということまでも求めているものではない、などと、このように紹介をされています。

以上のように、あくまでも家庭や学校、地方自治体、そして、事業者、国、全ての人、大人たちが青少年健全育成に責任を持つということが大事であると、このように考えているところがございます。

また、野並議員の社会の就労の経済的、今の就労の部分がというようなことで、今の社会構造、労働構造がおかしいというようなことがあります。やはり、これは、労働法制、当然、ご承知のように、行政と立法と司法というものがあるわけで、その中で、今論じられているわけがございます。いずれにしても、やっぱりこれからの次の次代を担う青少年たちに健全に育てていただくという、これは異論がないと思うんですけど、あなたの今の論法ではもう何かあきらめておられると、このように、私はそれはおかしいと思うんですよ。

(発言する者あり)

○19番(河野 司君) 私語はやめて下さい。

ということで、とにかく、私は先ほども言うたように、新たな法律をつくって、もっと踏み込んだ健全育成を図っていくべきだと、このように認識しているところがございます。

以上です。

○議長(立入三千男君) 第16番、矢野隆行議員。

○16番(矢野隆行君) 第16番、矢野隆行でございます。

野並議員の再質問にお答えいたします。

1番、2番は、私は国会議員ではありませんので、担保取るとか取らないとか、ここでは答えられない範疇でありますので、よろしくお願いします。

3点目の連携協約制度でございますけれども、新藤総務大臣もおっしゃっているんですけども、僕もそこまで道州制とか、そこまでの考えまで及んでいるのかどうかというのは、ちょっと判断がつかない状況であります。

あと消費税につきましては、あくまでも今回の8%、10%にするというのは、これからの少子・高齢化社会におきまして、社会保障制度に全額充てられると、これが約束になっておりますので、これを信じるしかないと思うので、その中身が、先ほどおっしゃった

ように、お金に色が付いてないとおっしゃいますけれども、現時点では、そういうのしか仕方ない思いで、今信じることで消費税に対する考えを持っております。

5番目の5%アップの反省ですけれども、僕、これは政府の方が反省するべきであって、僕自身がそれをどうのこうのという立場ではありませんので、これに対しての回答は控えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（立入三千男君） 第9番、野並議員。

○9番（野並享子君） 第1点、河野議員の答弁で、私は現法律のもとで解決できない、そういうものがあるのかということをお尋ねしましたが、何もありませんでした。私の認識が何か新しいものをつくるということにあかんみたいなことを言うやないかと。けども、最初にざっと言われた基本法の中に、私が言っていたことは入っていませんわ、抽象的で。あれでは何も解決できないなというふうなことを思います。しかも、今、政府が出しているのが、生涯派遣、残業ゼロというような労働法制のものを出してますでしょう。そういうふうなことをして、そんな中で、本当に、今の若者が頑張って勉強して、社会に出てということにならない。だから、精神論だけで子どもを追いやり、家庭に責任を押し付けというのが、この青少年健全育成基本法の本質でないかということ、河野議員の説明を聞いていて思いました。ですから、本当にこんな法律をつくっても、家庭に責任だけが押し付けられていくのではないかというふうに、私は思います。

それと、矢野議員の部分であります。消費税全額社会保障に使うということ、信じているという、もう信じるという、公明党創価学会は信じていってもらえるのかもわかりませんが、けども、現実の数字というのは明らかでありまして、社会保障に使われてなかったというのは、この間の結果です。年金は上がるどころか下がる。介護保険は悪くなる。何もかもが社会保障でよくなったことがありますか。

この間、社会保障は本当に悪くなる一方で、社会保障でよくなっていったことは、本当にはないんですよ。そういうような状況の中で、こういう何ぼ信じてもらってもよくなっていきませんので、やはり現実的な問題として、これは政権政党についておられる公明党から、このような意見書が出されるというのは、私はちょっといかがなものかと。

そして、1点目、2点目、3点目は国の問題ですからということですから、そしたら、具体的にというふうな形になるとやはり、こういうところでは意見書としてあげていく、社会保障に消費税を充てていく、際限のない消費税の引き上げという形になります。今も

う15%、19%とかいうふうなことが言われておりますから、消費税を社会保障に使うということになれば、そういうふうな、果てしなく消費税の税率が上がるということになりますので、これはちょっと賛成ができません。

以上です。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による質疑は、終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第9号から意見書第14号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第9号から意見書第14号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第9号から意見書第14号までについて、討論を行います。

討論は、ございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時20分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次、これを許します。

まず、意見書第12号について、第14番、丸山敬二議員。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。

それでは、意見書第12号介護が必要なとき、安心して受けられる介護保険制度を求める意見書（案）について、原案に賛成の立場で討論をいたします。

最近、高齢化がものすごいスピードで進んでおります。そして、大量の団塊の世代が、この高齢期に入ってまいります。年を重ねるにつれ、介護を受ける可能性が高まってきましたが、介護保険要支援1、2を保険から外したり、労働者の保護ルールを改悪したりで、政府は、これまで我が国経済を支えてきた高齢者や労働者いじめを繰り返しております。

介護保険料は、私自身65歳になったとたん、それまで国保税の中で払っていたものが、

きっちりと年金から天引きされております。その額がはっきりとわかるだけに、保険料を納めるのだから、介護が必要になったときは介護保険制度が受けられるのだなという安心と、逆に、昨今の情勢から介護保険制度は受けられるのだろうかという不安にかられます。

これからの日本を担う子どもたちへの投資も大事でございます。しかし、戦後の日本経済を支えてきた方たちへの感謝の気持ちと、その方たちが、介護が必要になったときには、高齢者切り捨てではなく、安心して介護が受けられるようにすることが大事であります。

議員各位は、多くの市民の皆さんの付託を受けて、この議場にいていると思います。今一度、その意味合いをしっかりと受けとめ、会派や政党にとらわれることなく、全議員が確かな判断でこの意見書第12号に賛同されることをお願いして賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 第7番、東郷正明です。

私は、意見書12号の介護が必要なとき、安心して受けられる介護保険制度を求める意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

社会保障を大変身させる医療、介護法は、18日の参議院本会議で強行採決されました。もともと介護保険制度をつくった目的は、家族介護から社会全体の介護にして、誰もが安心して介護を受けられるようにするというものでした。要支援者、軽度の要介護者を保険給付の対象外にして、市町村の地域支援事業に置き替え、一定の所得者には、利用料を1割から2割に引き上げるなど、国の責任放棄と利用者負担を増幅させる、とんでもありません。

介護保険の理念は、お年寄りが住み慣れた家で生活できるように社会的に支えることです。しかし、今回の改悪は、この理念に逆行しています。国におかれては、介護保険の理念に沿った内容に改めると共に、介護給付の国庫負担割合を引き上げ、介護保険料、利用料の減免制度をつくり、高齢者の負担を抑えて、介護サービスの充実、家族介護の軽減、介護労働者の処遇改善こそ必要であります。そうしてこそ、介護が必要なとき安心して受けられる介護制度が実現できると確信し、この意見書に対して賛成討論といたします。各議員の賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第13号について、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。

意見書第13号消費税増税に反対する意見書（案）の原案に対して、反対討論をいたし

ます。

世界に類を見ない高齢化が進展する我が国におきまして、持続可能な安心して社会保障制度をどう構築し、安定財源を確保していくのかは、待ったなしの課題でございます。公明党は、社会保障制度と税制度抜本改革の必要性を認識し、2009年の改正所得税法の附則に、改革の方向性を示す努力を続けてきたところでございます。

消費税率引き上げは、持続可能な社会保障制度を構築するため、必要な安定財源を確保することの重要性に鑑み、また、税率引き上げまでに社会保障改革を進めること、景気回復を拡充すること、低所得者対策を具体化することが確認されたため、消費税以外の税目につきましては、再分配機能強化の観点から所得税の最高税率引き上げ、相続税の見直し、自動車取得税廃止を含めた自動車関連諸税の抜本見直し、消費税増税に伴う住宅対策など、課題は消費税引き上げ前までに結論を得ることとしておりまして、税制全体の改革を実行されることが担保されたものと考えます。

私たちは、政府に対して言うべきことは言う、歯止めをかけるときはかける。その上で、国民生活にとって重要な改革を前に進めていく。このことを強く申し上げまして、消費税増税に反対する意見書に対する反対討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、消費税増税に反対する意見書に対する賛成討論を行います。

消費税率が4月から8%に引き上げられたことによる市民の皆さんの家計の負担は大きくなりました。さらに、安倍政権は骨太の方針の素案の中で、来年10月からの消費税10%を引き上げへの判断を、年内に判断すると明記しました。しかし、この消費税率引き上げは10%だけではなく、経団連は2025年までに、この消費税率を19%まで引き上げるように求めています。

今議会の議案にもあがっている、原付や農耕用小型特殊を含む軽自動車税の引き上げや年金の引き下げ、介護保険の要支援外しや、さらに介護保険の利用料を年収280万円以上は、2割にする改悪が可決されました。市民の所得が上がらない中での負担増と社会保障の切り捨ては、社会や政治に対する矛盾をますます増大させています。

そもそもこの消費税とは、所得が少ないほど負担率が高くなるという逆進性を持つ問題のある税制であります。税は、応能負担が原則ですが、所得のない学生から年金暮らしのお年寄りまでといったようなやり方に、多くの市民の皆さんから怒りの声を聞いています。

現在、携帯電話に対する課税の検討も行われていますが、このように取れるところから簡単に取るといったやり方に、国民の納得を得られるはずはありません。

この消費税増税を強く求めているのが財界であり、経団連の榊原会長は、法人税率引き下げのための代替財源として、社会保障などの歳出を見直すとも発言しています。こうした財界の輸出大企業などは、輸出戻税も関連して、消費税が上がれば上がるほど還付され、地元税務署が巨額な赤字を出すというような異常な事態、この間もずっと続いています。

消費税増税は社会保障のためという口実は既に破綻しており、この裏に法人税率引き下げによる穴埋めだということは明らかになっています。その法人税率引き下げに関して、日本の法人実効税率が他国より高いと理由づけしていますが、さまざまな優遇税制によって資本金が大きい企業ほど実際の法人税負担は低くなり、他国とは変わりはありません。

さらに、法人税減税をやっても賃金には回らず、大株主を儲けさせ、内部留保をため込ませるだけです。その実態の一つとして、2013年度の大企業1,000社の合計で内部留保が前年度より23兆円以上ふえ、増加率が最も高いトヨタ自動車は2008年から5年間、法人税を払っていなかったという事実も明らかになっています。そして、そのトヨタが、法人税を払っていなかった間にも、自民党には巨額な献金を払い続けていたということが明らかになっておりますし、こうした実態に、消費税増税のからくりがはっきりとあらわれているのではないのでしょうか。

先ほどの意見書に対する質疑の中で、消費税が全額社会保障に充てられると認識している、それを信じるしか仕方がないといったような答弁がありましたが、今、私が説明しましたようなこうした実態というのを、ご存知ないのかというようなことが、まず疑問でありますし、知っていても信じるしかないと言われているのであれば、それは大きな問題でもあります。しっかりと、まずは認識していただきたいと思います。まずは、さらに国民に負担を押し付ける前に、片手で企業献金、片手で政党助成金を受け取っているという現実を改め、自ら身を削ることを実行すべきではないのでしょうか。

現在、国の借金である公債の発行残高は780兆円にのぼります。これにも関わらず、歴代政府は大企業や高額所得者への減税を続け、消費税などの庶民増税や社会保障の改悪を押し付けてきました。日本国憲法には、主権が国民に存すると、あると書いてあります。国は、大企業に奉仕するためにあるといったような、今の発想をただすことがまず大事です。そして、何よりも、国民の暮らしを立て直すことによってしか、経済も財政も好転はしていきません。消費税増税は、決して行うべきではありません。

以上、消費税増税に反対する意見書案に対しての賛成討論とします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第14号について、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 意見書第14号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を内閣の一本で決めることに反対する意見書案について、賛成討論を行います。

安倍内閣は集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更を閣議決定で決めようとしております。会期末までにできなかったものの7月初旬ということで話されております。皆様のお手元に配っておりますように、昨日、自民党から修正案が出されました。この中で、竹村座長の新3要件ということで出されたのが、密接な関係にあるというものが出されました。これはもう明らかにアメリカであります。恐れがあるというのを、明白な危険があるということに文言を修正しましたが、何ら変わっておりません。集団安保に抜け道をつくっていく内容でありますし、国の存続を全うするという形でなっておりますし、この3つの上の、自衛権発動の3要件と、現行と、下の変更の部分で③はそのままになっているんですけども、集団的自衛権という言葉が出ておりません。それは、別の文章の中で、憲法9条のもとで容認される自衛の措置という別の文章がありまして、その中に国際法上は集団的自衛権が根拠となるという記述のところに「場合もある」ということで、文言を滑り込ませました。ですから、表的には集団的自衛権というのは出てきませんが、安倍首相がとにかく掃海艇を何とか出したい、機雷除去をしたいというような、そういうような思いが、別の文章の中に潜り込ませていっております。

集団的自衛権というのは、皆さんもご存知のように、同盟国が攻撃を受けた場合に、反撃するということであります。今、アメリカは、本当に国連を無視して戦争をできるようにしてきたような状況でもありますので、戦闘地域に行かないと言っても、後方支援も戦闘行為です。ですから、これはもう相手国から見れば、集団的自衛権という形でいけば、もう敵関係になるということは明らかであります。

こういうようなところで、本当に今まで憲法9条2項があるから、自衛隊の海外派兵も集団的自衛権も行使できない。武力行使もできないと言うてた、その3つの要素を、それをひっくり返してしまうというのを、閣議決定でやってしまうという、これは本当に、もう許せない内容であると思います。

自民党の元幹事長の加藤紘一さんが言うておられるのですが、政府が与党に示した集団的自衛権などの15事例なんて官僚の小細工だ。防衛長官や官房長官を経験したが、集団

的自衛権を使えず、日本の安全が保てなかったという経験はないということをおっしゃっておられます。

そういうような状況で、本当に、今、弁護士も学者も文化人も、自民党の議員からさえも、本当にこの解釈改憲で変えていくということに対しての反対の声が大きくあがっております。集団的自衛権行使を容認するこの憲法解釈、これを国会にも諮らず、内閣の一存、密室会議で決定をしていってしまうということに対しての反対を、これをもう直ちに国にあげていかななくてはならないと思ひ、賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による討論は、終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第9号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第10号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第11号地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第12号介護が必要なとき、安心して受けられる介護保険制度を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第12号は否決されました。

次に、意見書第13号消費税増税に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第13号は否決されました。

次に、意見書第14号集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を内閣の一存で決めることに反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第14号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

（追加日程第1）

○議長（立入三千男君） 追加日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、既に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、既に配付のとおり議員を派遣することに決しました。

なお、ただいま議決されました議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任いただくことに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) ただいま議長より許可をいただきましたので、平成26年第2回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会では、去る6月5日に招集をさせていただきまして、本日に至りますまで21日間でありました。提案させていただきました合計11議案につきまして、慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。

特に、追加提案をいたしました新野洲クリーンセンター建設工事につきましては、市民の皆さんの毎日の生活や活動から出るごみを、安全かつ安定的に処理する重要な施設の整備であります。

現施設は建設以来約32年が経過しており、老朽化が著しい中で、慎重な操業を続けております。平成20年度から施設更新の事業を進め、地元にも多大なるご理解とご協力、市民の皆さんのご支援によって、計画どおり平成28年度操業開始に向け、施設本体工事の契約発注に至り、最終軌道に乗りました。

また、一般質問におきましては、教育施設の保全対策、総合行政システム再構築施策、道路交通施策、防災対策、福祉対策、市制10周年関連事業、国民体育大会など、多岐にわたり、さまざまな分野における施策に対しまして、基調なご意見やご提案をいただきました。これらを、今後の野洲のまちづくりに生かしてまいります。

なお、今回もただいまのとおり、議員同士の議論の場に同席をさせていただきましたので、2点だけ簡単に所見をお話しさせていただきます。

まず1つでございますが、1例でございますが、子育ての支援で、子どもの医療費の無料化のご議論いただきました。これは、私も大賛成であります。しかし、財源というよりは、さまざまなことを考えないといけないと思っておりますが、財源につきましても、先ほど消費税で8,500万円あると。これは今、市のホームページに掲げております。私も、このホームページに掲げるときから、これはまやかしですよ。でも、国は地方消費

税の増額分を出しなさいということですから、ああいうふうに書いています。その人についても、一定の限界があります。それが、丸々あげられるというご議論、これはそれでいいのかどうか。現に、これは既に、何度も消費税増税のときに、ご質問でお答えいたしておりますように、市の支出分で1億5,244万3,000円ふえます。入ってもふえる方が多い。今回の8,500万も、これは見込みですので、場合によってはもう少し増減するかも知りませんが、市の財政からいったら、こういう状態でありまして、今日、市の前年度の決算見込みをお示ししました。合わせて、本来ですと見えにくい借金をお示しするんですけども、来月の全協でお示しをしようと思っておりますが、その中で、社会福祉法人等への不適正などといいますか、制度に基づかない融資がある。それは年々減っていきますけれども、残りが膨大であります。これも、今日議論いただきましたびわこ学園の土地の償還だけでも、毎年6,000万ありますし、イオンの工業団地の負債があります。そんな簡単な話では、私はないと思っております。そういったことを含めて、誰でも望むけれども、本当に構造はどうなのか。もう少し正確な情報に基づいてご議論を賜りたいというふうに思っております。

それと、もう一点でありますけれども、昨日、あるまちの若い市長が逮捕されました。本当に残念であります。滋賀県でも近くで十数年前に全く同じ事件がありました。同業として心がけないといけないと思っておりますし、当該市にとりましても大変なことだというふうに思っております。

新聞を読んでいますと、これまで議員さんでありまして、議会での質問をきっかけであります。先般も職員に申し上げたんですけども、議員の皆さん方の貴重なご意見、これは議場で合意をしていただいて、初めて市民の代表でありまして、最近、ちょっと目立っているというので、職員に言っていたんですけども、いきなり議場で担当部長に、この施策はのめるか、のめないかとか、あなたの度量やみたいなので、政策が決まるものではないと思っております。たまたま今回、あるまちでこういうことが起こって、読んでいますと、その方もよく似たことを現職のときにやっておられて、引き続いて、今度は首長になってやられたのがきっかけでありますので、これは双方でやはりきちっとルールを守らせていただいて、健全で透明性のあるまちづくりを一緒に進めさせていただきたいというふうに思っております。

今後も、国の制度の改変が慌ただしくなっております。教育、子育て支援、高齢化対策におきまして、本当に市民にとってよいものとなるよう政策対応すると共に、駅前の整

備、病院の整備、交通、道路対策、農業を含めた産業振興、環境、景観、観光対策などの課題におきまして、引き続き透明・公平・公正を基本として、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さて、いよいよ暑さが一段と増してまいります。議員の皆様におかれましては、健康に十分にご留意をいただき、市政運営に一層のご理解とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げますと共に、本市発展のためにご活躍をいただきますことをご祈念申し上げます。閉会にあたってのご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 以上で、平成26年第2回野洲市議会定例会を閉会いたしたいと思っております。大変、ご苦勞さんでございました。（午後3時54分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年6月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 太田 健一

署名議員 野並 享子